

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	1
提出時期	平成31年3月(定例会・臨時会)		
案件名	埴町立図書館基金条例の制定について		
要 旨	<p><b>【提案理由】</b>          故金沢彌平氏の遺言により遺贈を受けた、相続財産金10,000,000円を原資として、埴町立図書館の整備に資するため、基金を設置するものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          基金管理条例を制定し、適正に管理するもの。</p> <p><b>【施行期日】</b>          公布の日から施行する。</p>		
担当課	生涯学習課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	2
提出時期	平成 31 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町農道及び林道管理条例の制定について		
要 旨	<p><b>【制定理由】</b>  農道及び林道は、その利用実態に即し町道と同様の扱いをしているところであるが、その根拠となる条例等が複数に及んでいる。町道、農道、林道及びその他の公共物としての道路の区分を明確にし、適正な管理を行うため、農道及び林道の管理条例を設けるものです。  町道⇒道路法  農道、林道⇒ 本条例  公図上の道 ⇒ 公共物管理条例</p> <p><b>【具体的な内容】</b>  農道及び林道の管理に関し町道に準じ規定するもので、原材料支給などによる受益者施工を念頭に、町長以外の者の行う工事の規定及び占用等の規定を明確化し、維持管理の委託規定を明記する。</p> <p><b>【施行期日】</b>  平成 31 年 4 月 1 日</p>		
担当課	まち整備課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	3
提出時期	平成31年3月 (定例会・臨時会)		
案件名	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b> 労働基準法の一部改正を踏まえ正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 職員の勤務時間、休暇等に関する規則への委任規程の新設 (第8条第2項関係) 正規の勤務時間以外の時間における勤務に関して、条例で定めるもの以外を規則で定められるようにすること。 ※原則1月45時間、年間360時間を上限とする。</p> <p><b>【施行期日】</b> 平成31年4月1日</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	4
提出時期	平成 31 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>            基金の原資額枠を廃止し、予算の定めにより積み立て管理することと、純益金のみ基金取り崩し制限を廃止することにより、目的とする事業に対し基金の処分を可能とするため、埜町福祉基金条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            純益金のみ基金取り崩し制限を廃止し、高齢者福祉の増進目的とする事業へ充当するため基金の処分を可能とするもの。</p> <p><b>【施行期日】</b>            公布の日から施行とします。</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	5
提出時期	平成31年3月（定例会）・臨時会）		
案件名	埴町立あぶくま高原美術館条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>                  現在、2階展示室は有料観覧となっておりますが、地域住民をはじめ、多くの方に芸術文化に親しむ場の提供を図るため、観覧料を無料とするものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>                  観覧料に係る3条分を削除し条番号を繰り上げる。</p> <p><b>【施行期日】</b>                  平成31年4月1日</p>		
担当課	生涯学習課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	6
提出時期	平成 31 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b></p> <p>1. 福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に基づく条例の不一致箇所を改正するものです。</p> <p>2. 児童扶養手当法の一部改正に係る福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に基づく条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>1. DV関係の条文追加</p> <p>2. 所得制限適用期間の変更              新 1月から10月1日まで              旧 1月から7月1日まで</p> <p>3. 根拠法令等の不一致箇所の改正</p> <p>4. 中国在留邦人等支援法の法律名改称による不一致箇所の改正</p> <p><b>【施行期日】</b>          平成31年4月1日</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	7
提出時期	平成31年3月 (定例会・臨時会)		
案件名	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b></p> <p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」が改正されることに伴い、同法律及び施行令に係る条項を規定している、災害弔慰金の支給等に関する条例の改正が必要となったものです。</p> <p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」の改正内容については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利率はこれまで年3パーセントと決められていたが、町独自の率で定めることができるようになった。</li> <li>・償還方法に「月賦償還」が加えられることとなった。</li> <li>・これまで保証人は必須だったが、今後は保証人の要否を町独自で設定することとなった。</li> </ul> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>上記改正に伴い、利率及び保証人の有無について条例で設定を行う。また、「月賦償還」を償還方法に追加する。</p> <p>その具体的な内容については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保証人を立てることができるとする条項を加える（第14条）。</li> <li>・利率については、一律3パーセントから、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は1.5パーセントと改める（第14条）。</li> <li>・償還方法を、これまでの年賦償還のみから、年賦償還、半年賦償還、月賦償還から選べるようにする（第15条。これまで法令上では半年賦償還が認められてきたが、町の条例では認められていなかった。今回の改正で半年賦償還も追加を行う）。</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>平成31年4月1日</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	8
提出時期	平成 31 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町滞在型交流施設「湯遊ランドはなわ」設置条例の一部改正		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>            平成 26 年 4 月 1 日の消費税課税及び税率改正時に、本条例の該当箇所の見直しをしていなかったため、今回改正するものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            別表中、アの備考 3 を「利用料金の額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する税率（以下「消費税及び地方消費税」という。）を加算する。」に、イの(1)(2)の備考中、消費税の後に「及び地方消費税」と追加し、ウ・エの備考とオの備考 2 及びカ・キの備考中、「消費税として、」を削除の上「5 パーセント」を「消費税及び地方消費税」と改正する。            また、オの備考 2 とカ・キの備考中、但し書き「ただし、その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。」を削除し改正する。</p> <p><b>【施行期日】</b>            公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。</p>		
担当課	まち振興課		



## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	9
提出時期	平成31年 3月 (定例会)・臨時会)		
案件名	埜町農業集落排水事業排水処理条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>          今後の消費税改正に備え、農業集落排水処理施設使用料を明確にするため、税抜の表示へ改正するものです。          また、税抜表示とするうえで生じる50円未満の端数については現行の料金より下がらない範囲で調整するものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          農業集落排水処理施設使用料の表示を税込表示から税抜表示に改正する。          ・農業集落排水処理施設使用料の合計額に消費税相当額を加えた額とする条文を追加。          ・50円未満の端数については現行の料金より下がらない範囲で調整する。</p> <p><b>【施行期日】</b>          平成31年4月1日</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	10
提出時期	平成 31 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>            法定外公共物の対象としていた農道、林道に関し、新たな条例を制定することから、本条例で規定する法定外公共物を明確にし、その管理に関し内容を整理し、占用等の扱いを規定するものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            公共物の定義の整理、占用等の許可、占用者の義務等について規定。</p> <p><b>【施行期日】</b>            平成 31 年 4 月 1 日</p>		
担当課	まち整備課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	11
提出時期	平成31年 3月 定例会・臨時会		
案件名	埜町下水道条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>          今後の消費税改正に備え、下水道料金を明確にするため、税抜の表示へ改正するものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          下水道使用料の表示を税込表示から税抜表示に改正する。          ・下水道使用料の合計額に消費税相当額を加えた額とする条文を追加。</p> <p><b>【施行期日】</b>          平成31年4月1日</p> <p>(経過措置)          第28条第1項に規定する使用料は、この条例の改正後の規定に          係らず、施行日前から継続して使用している使用料で、施行日から平成31年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利の確認される使用料は、なお従前の例による。</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	12
提出時期	平成31年 3月 (定例会)・臨時会)		
案件名	埜町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>          今後の消費税改正に備え、水道料金及びメーター使用料を明確にするため、税抜の表示へ改正するものです。          また、消費税課税及び税率改正時に見直されていなかった超過料金・メーター使用料について本来の料金に改正し、共用給水装置の料金については専用給水装置に準ずるものとし、料金の統一性を図るものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          1 水道料金及びメーター使用料の表示を税込表示から税抜表示に改正する。          ・基本料金については税抜の料金へ、超過料金及びメーター使用料については消費税課税前の本来の料金へと改正し、水道料金及びメーター使用料の合計額に消費税相当額を加えた額とする条文を追加。          2 共用給水装置の基本料金及び超過料金を「専用給水装置に準ずるもの」と改正する。</p> <p><b>【施行期日】</b>          平成31年4月1日</p> <p>(経過措置)          第23条第1項に規定する料金は、この条例の改正後の規定に係らず、施行日前から継続して使用している料金で、施行日から平成31年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確認される料金は、なお従前の例による。</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	13
提出時期	平成31年3月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町復興基金条例を廃止する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【提案理由】</b>            平成23年度に県支出金として交付を受けた、福島県市町村復興支援交付金を財源として積立を行った埴町復興基金について、平成30年度をもってすべて取崩し・対象事業への充当を完了したため、条例を廃止するものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            平成30年度で基金のすべてを取崩し、対象事業への充当が完了したため、基金条例を廃止する。</p> <p><b>【施行期日】</b>            公布の日から施行する。(議会の議決後速やかに公布予定)</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	14
提出時期	平成31年3月 (定例会・臨時会)		
案件名	財産区管理条例を廃止する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【提案理由】</b> 各財産区（部分林組合）との管理委託契約が、平成28年11月28日で満了しており、財産区管理委員の任期が平成30年7月25日で満了したため、条例を廃止するものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 平成28年6月15日付けで各財産区（部分林組合）と管理委託契約に基づき、立木補償契約を締結し、同年7月に支払いが完了している。山林は平成29年度にふくしま森林再生事業で森林整備を実施している。今後は、町が山林を管理するとともに、住民と今後の活用方法を検討する。</p> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日から施行する。（議会の議決後速やかに公布予定）</p>		
担当課	まち振興課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	15
提出時期	平成 31 年 3 月 (定例会)・臨時会)		
案件名	埜町辺地総合整備計画の変更について		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>            平成 31 年度以降に実施する予定の事業「町道落合殿畑線補修事業」を辺地対策事業債の対象事業とし、既に計画に計上している「町道折笹南線補修事業」の事業費を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により、片貝辺地及び那倉辺地に係る総合整備計画を変更するものです。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	16
提出時期	平成31年3月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町過疎地域自立促進計画の変更について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b> 平成31年度以降に実施する予定の事業を過疎対策事業債の対象事業とするため、埴町過疎地域自立促進計画を変更するものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 埴町過疎地域自立促進計画を変更し、平成31年度以降に実施する予定の「町道湯船山形大畑線改良事業」「町道栄町宮田線及び町道埴棚倉線改良事業」を修正し、「町道埴棚倉線改良事業」「町道埴若宮線改良事業」「中平旧橋橋梁補修事業」「和久4号橋橋梁補修事業」「畑ノ沢橋橋梁補修事業」「沼沢橋橋梁補修事業」「農山漁村地域整備交付金事業」の各事業を計画内へ追加する。</p>		
担当課	総務課		



## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	17
提出時期	平成 31 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町滞在型交流施設「湯遊ランドはなわ」の指定管理者の指定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p>		
	<p>【具体的な内容】</p> <p>埴町滞在型交流施設「湯遊ランドはなわ」の指定管理者の指定期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までであり、指定管理期間が満了となります。指定管理者の募集をかけ、株式会社埴町振興公社 1 社からの申請があり、判定の結果同社を選定いたしました。地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び埴町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 1 項の規定により議決を得て、株式会社埴町振興公社を指定管理者として指定したい。</p> <p>【施行期日】</p> <p>指定管理期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで</p>		
担当課	まち振興課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	18
提出時期	平成 31 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町多目的交流施設の指定管理者の指定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p>		
	<p>【具体的な内容】</p> <p>埜町多目的交流施設の指定管理者の指定期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までであり、指定管理期間が満了となります。指定管理者の募集をかけ、株式会社埜町振興公社 1 社からの申請があり、判定の結果同社を選定いたしました。地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び埜町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 1 項の規定により議決を得て、株式会社埜町振興公社を指定管理者として指定したい。</p> <p>【施行期日】</p> <p>指定管理期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで</p>		
担当課	まち振興課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	19
提出時期	平成 31 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>埜町地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までであり、指定管理期間が満了となります。指定管理者の募集をかけ、株式会社埜町振興公社 1 社からの申請があり、判定の結果同社を選定いたしました。地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び埜町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 1 項の規定により議決を得て、株式会社埜町振興公社を指定管理者として指定したい。</p> <p>【施行期日】</p> <p>指定管理期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで</p>		
担当課	まち振興課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	20
提出時期	平成31年3月（定例会）・臨時会）		
案件名	地域集会施設に係る指定管理者の指定について		
要 旨	<p><b>【提案理由】</b>                  平成26年4月1日付けで基本協定を締結している地域集会施設の管理に関する協定書の指定期間が、平成31年3月31日をもって満了となる。管理者募集の公告を行ったところ15団体から申請があり、町としてはそれらの団体を指定したい。</p> <p>地方自治法第244条の2第6項（及び埴町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第8条第1項）の規定により議会の議決を必要とするため。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <p><b>【施行期日】</b>                  指定管理期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p>		
担当課	まち振興課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	21
提出時期	平成 31 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	町道の路線の認定について		
要 旨	<p><b>【提案理由】</b></p> <p>川辺一本木線は、広域農道として整備され、県道埴大津港線と国道 289 号（鮫川村道経由）、一本木湯沢線を結ぶ路線である。</p> <p>本町内においては県道及び幹線町道に連絡する道路で一般交通の用に供しており、不特定の利用があることから 2 路線に分け町道として管理する。</p> <p>また、町が造成している「さくらタウン末広」住宅団地内道路は、公共的性格を有するものであるから町道として管理する。</p> <p>以上、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>2-16 川辺一本木 1 線 L=7,360m W=6.0~14.4m</p> <p>2-17 川辺一本木 2 線 L=470m W=6.0~8.9m</p> <p>38 末広町 2 号線 L=127m W=6.0~17.5m</p> <p>39 末広町 3 号線 L=47.4m W=6.0~14.4m</p> <p>40 末広町 4 号線 L=44.1m W=9.0~14.8m</p>		
担当課	まち整備課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	22
提出時期	平成 31 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	町道の路線の変更について		
要 旨	<p><b>【提案理由】</b>  町で造成した「さくらタウン末広」住宅団地の地内道路完成に伴い、終点部が延長するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>  起点部は変更ないが、終点部の延長による変更  変更前  37 末広町1号線 L=71.3m W=5.5~6.7m  変更後  37 末広町1号線 L=189.1m W=5.5~12.0m</p>		
担当課	まち整備課		